

令和2年度第3回地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び
地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会次第

令和3（2021）年1月14日（木）

15:00～15:50

栃木県総合文化センター 第3会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター第2期中期計画について

(2) その他

4 閉 会

《配布資料》

委員名簿、事務局等名簿、席次表

【資料1】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期計画の概要について

【資料2】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期計画

【参考資料1】第2期中期計画の指標について

【参考資料2】第2期中期計画・第2期中期計画（素案）比較表

【参考資料3】第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

【参考資料4】第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

【参考資料5】（地独）栃木県立がんセンター及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例

【参考資料6】地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会に対する諮問書

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会 委員名簿

任期:平成31(2019)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

氏 名	役 職 等	出 欠	備 考
朝野 春美	栃木県看護協会 会長	出席 (Web)	
稲野 秀孝	栃木県医師会 会長	出席	副委員長
窪田 敬一	獨協医科大学病院 病院長	【欠席】	
佐田 尚宏	自治医科大学附属病院 病院長	出席 (Web)	
高田 純子	公認会計士	【欠席】	
高橋 淑郎	日本大学商学部 教授	出席 (Web)	委員長
藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント 株式会社カンセキ 取締役	出席	

* 敬称略 : 五十音順

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会 事務局等名簿

1 事務局

NO	氏名	役職名	備考
1	海老名 英治	保健福祉部長	
2	小川 俊彦	保健福祉部次長兼保健福祉課長	
3	関本 充博	保健福祉部次長	
4	谷田部 貴	保健福祉課 総務主幹	
5	河野 美穂子	保健福祉課 主幹兼課長補佐(総括)	
6	藤井 一夫	保健福祉課 主幹兼県立病院担当GL	
7	福田 研一	医療政策課長	
8	柏瀬 仁	健康増進課長	

2 法人((地独)栃木県立がんセンター役員)

NO	氏名	役職名	備考
1	菱沼 正一	(地独)栃木県立がんセンター理事長兼センター長	
2	尾澤 巖	(地独)栃木県立がんセンター副理事長兼病院長	
3	五月女 智史	(地独)栃木県立がんセンター副理事長兼事務局長	
4	片野 進	(地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長	
5	藤田 伸	(地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長	

令和2年度第3回(地独)栃木県立がんセンター及び
(地独)栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会
席次表

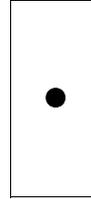
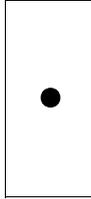
令和3(2021)年1月14日(木)

於: 栃木県総合文化センター第3会議室

スクリーン

稲野委員

藤沼委員



● 保関本
健康福祉部次長

● 保海老名
健康福祉部長

● 兼保小
保健川
健康福祉部次長

● 医福田
健康福祉部次長

● 兼保河
健康福祉部次長
補佐課(主幹)

● 健柏瀬
健康福祉部次長

● 幹保谷
健康福祉部次長

● G兼保藤
L県健井
立福病院課主幹



傍聴席

記者席

傍聴席

記者席

傍聴席

記者席

事務局

事務局

入り口

控室入り口

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 第2期中期計画の概要について

【中期計画について】（地方独立行政法人法第26条、第83条）

- ・ 知事が定めた中期目標を達成するため、地方独立行政法人が知事の認可を受けて作成する計画。
- ・ 知事は、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て中期計画を認可する。

《主な内容》

- 第1 中期計画の期間 令和3（2021）年4月1日～令和8（2026）年3月31日（5年間）
- 第2 県民に対して提供する医療サービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 質の高い医療の提供
 - ▷ 高度で専門的な医療の推進（がん患者の病態に応じた適切な治療の提供、希少がんに対する理解促進と適切な医療の提供、より高度ながんゲノム医療の提供 等）
 - ▷ 緩和ケアの推進（入院・外来患者への継続したサポートの実施）
 - ▷ がん患者リハビリテーションの推進（多様なリハビリテーション・ニーズへの対応）
 - 安全で安心な医療の提供
 - ▷ 医療安全対策等の推進（医療事故の原因分析、再発防止策の検討等による事故防止の徹底）
 - ▷ 医療機器等の安全管理の徹底（医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理の徹底）
 - 患者・県民の視点に立った医療の提供
 - ▷ 患者及びその家族への医療サービスの充実（ACP等患者自らが望む医療・ケアを受けられるための支援 等）
 - ▷ 患者の就労等に関する相談支援体制の充実（ライフステージごとの多様な支援ニーズに対応できる相談支援の充実 等）
 - 人材の確保と育成
 - ▷ 医師の確保と資質向上（大学の医局や基幹病院等との関係強化 等）
 - ▷ 働きやすい職場環境づくり（ハラスメント防止のための研修や意識啓発活動の実施、タスクシェア・シフティングの推進や女性職員に対する支援 等）
 - 地域連携の推進
 - ▷ 地域の医療機関等との連携強化（地域の医療機関への対外活動の実施 等）
 - 地域医療への貢献
 - ▷ 地域のがん医療の質の向上のための支援（都道府県がん診療連携拠点病院として県内のがん診療の質の向上等に関する中心的な役割を發揮 等）
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 業務運営体制の確立
 - ▷ 効率的な組織体制の構築（効果的かつ効率的な業務運営体制の構築 等）
 - ▷ 経営参画意識の向上（経営に関する情報の職員への周知 等）
 - 収入の確保及び費用の削減への取組
 - ▷ 収入の確保への取組（効率的かつ柔軟な病棟管理による病床利用率の向上、診療報酬改定等に適切に対応できる体制の構築 等）
 - ▷ 費用の削減への取組（医薬品、診療材料等の適切な管理と費用対効果を意識した業務改善への取組 等）

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
第 2 期中期計画
(令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度)

目 次

前文	1
第 1 中期計画の期間	2
第 2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	
1 質の高い医療の提供	2
(1) 高度で専門的な医療の推進	2
(2) チーム医療の推進	3
(3) 緩和ケアの推進	3
(4) がん患者リハビリテーションの推進	3
2 安全で安心な医療の提供	4
(1) 医療安全対策等の推進	4
(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底	5
3 患者・県民の視点に立った医療の提供	5
(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実	5
(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実	6
(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上	6
(4) 県民へのがんに関する情報の提供	6
(5) ボランティア等民間団体との協働	6
4 人材の確保と育成	7
(1) 医療従事者の確保と育成	7
(2) 研修内容の充実	7

(3) 人事管理制度の構築	8
(4) 働きやすい職場環境づくり	8
(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上	8
5 地域連携の推進	9
(1) 地域の医療機関等との連携強化	9
(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化	9
(3) 在宅緩和ケアの推進	9
6 地域医療への貢献	10
(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援	10
(2) がん対策事業への貢献	10
7 災害等への対応	11

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の確立	11
(1) 効率的な組織体制の構築	11
(2) 経営参画意識の向上	11
2 収入の確保及び費用の削減への取組	12
(1) 収入の確保への取組	12
(2) 費用の削減への取組	12

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算	13
2 収支計画	13
3 資金計画	13

第5	短期借入金の限度額	
1	限度額	14
2	想定される理由	14
第6	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	14
第7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
第8	剰余金の使途	14
第9	料金に関する事項	
1	使用料及び手数料	14
2	使用料及び手数料の減免	15
第10	その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
1	施設整備のあり方・医療機器整備の検討	15
2	適正な業務の確保	15
別紙1	予算（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）	17
別紙2	収支計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）	18
別紙3	資金計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）	19

前文

栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、県立のがん専門病院であり、政策医療として県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上を推進するなど、その公的使命を果たしながら県民の健康の確保及び増進に寄与するという役割を担っている。

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの第一期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医師の柔軟な採用に努め、長らく休止していた骨軟部腫瘍科や頭頸科の診療再開に結びついた。また、土曜日のセカンドオピニオン外来や平日早朝の放射線治療を開始し、医療サービスの充実を図ったほか、女性外来診察エリアの開設など女性に配慮した施設整備を行った。さらに、専門的な資格やノウハウを持った職員を随時採用するなど、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んできた。

一方、経営面においては、平成 28（2016）年度は経常収支の黒字化を達成したものの、入院治療から外来治療への移行や収益性の低い高額医薬品の使用量の増加等、医療環境の変化により、平成 29（2017）年度以降は純損失を計上しており、非常に厳しい経営状況が続いている。

このことを踏まえ、第二期においては、引き続き、第一期で充実を図った医療の質とその提供体制を維持しつつ、がんゲノム医療や希少がん治療の進展等、より高度で専門的な医療を提供していく。さらに、県民に最新のがん医療を提供することは、がんセンターの使命であり、大学や研究機関で研究開発された新しいがん医療を積極的に取り入れていく。一方、現在の医療保険制度のもとでは収益性が乏しく、かつ多くの医療資源が必要となるため、医療環境の変化に迅速に対応し、一層の経営健全化に取り組んでいく。

こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が経営参画意識の向上を図りながら共通の方向性を持って業務に当たり、一体感のある病院運営を行い、県民から一番頼りにされる病院を目指す。

第1 中期計画の期間

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

がんセンターの基本理念「学問（Philosophy）に裏付けられた最高の技術（Art）を愛のこころ（Humanity）で県民の皆様に提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。

1 質の高い医療の提供

（1）高度で専門的な医療の推進

患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。

ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び薬物療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。

イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。

また、バイオバンク（※）を運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。

※ 血液や組織などの試料（検体）とそれに付随する診療情報などを保管し、医学研究に活用する仕組み。

ウ がんゲノムの遺伝子診断を行い、個々のがんの発症と進展に関わる

遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。

エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。

オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。

(2) チーム医療の推進

全職員で継続的にチームSTEPPS (※) に取り組み、多職種が専門性を発揮しながら連携、協働し、患者及びその家族もチームの一員として尊重した医療を提供する。また、患者及びその家族の意向も踏まえた治療方針の検討ができるようがんサボード（症例検討会）の充実を図る。

※ 医療の質及び患者安全の向上のためのチームワークシステム。

(3) 緩和ケアの推進

緩和ケアセンターが主体となって、緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、がんと診断された時からの緩和ケアを推進する。

(4) がん患者リハビリテーションの推進

患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。

【目標とする指標（質の高い医療の提供）】

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
高難度手術延べ件数(件) ※	61	60	60	60

※ 代表的な高難度手術である肝胆膵領域の手術延べ件数。

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
臨床研究件数(件)※	200	200	200	200

※ 治験、臨床研究、観察研究の合計件数。

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
緩和ケア外来における緩和 ケアセンター看護師同席件 数(件)※	260	250	254	270

※ 緩和ケア外来の診察時に、緩和ケアセンターの看護師が同席した件数。

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
リハビリテーション新規依 頼件数(件)※	893	940	1,035	1,035

※ 各診療科から新規にリハビリテーションの依頼があった件数。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策等の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。

ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネージャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。

イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。

ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、

院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。

(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。

【目標とする指標（安全で安心な医療の提供）】

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル0-1の割合(%)※	65.0	65.0	66.0	70.0

※ 全インシデント報告のうち、レベル0（患者に実施する前に未然防止した事案）とレベル1（患者には実害がなかった事案）の占める割合。

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実

患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。

ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。

イ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）(※) 支援チーム（仮称）を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。

※ 将来の治療・ケアについて患者・家族と医療従事者が、患者自らの意向に基づき予め話し合うプロセス。

ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。

- エ 院内クリニカルパス（良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供する
ための手段としての標準診療計画）の適用症例率の向上を図る。
- (2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実
- 患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能な
どの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハ
ローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携
強化等により、相談支援の充実を図る。
- (3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上
- ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研
修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。
- イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその
改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。
- (4) 県民へのがんに関する情報の提供
- 県民のがんに対する理解やがん検診の受診、学校や職域等におけるが
ん教育を促進するため、県民への情報提供等を通じて、がんに関する知
識の普及啓発に努める。
- (5) ボランティア等民間団体との協働
- ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽
に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することに
より、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。
- イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催
等、療養環境の向上を図る。

【目標とする指標（患者・県民の視点に立った医療の提供）】

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
患者満足度割合(%)※	88	—	90以上	90以上

※ 患者満足度アンケート（入院患者・外来患者）の全体的な評価で、「とても満足している」「やや満足している」を合計した割合。

4 人材の確保と育成

(1) 医療従事者の確保と育成

ア 医師の確保と資質向上

- ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。
- ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。

イ 看護師の確保と資質向上

- ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。
- ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。

ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上

- ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。
- ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。

エ 事務職員の確保と資質向上

- ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。
- ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。

(2) 研修内容の充実

がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人

材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。

(3) 人事管理制度の構築

職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。

(4) 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。

ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。

イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。

ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。

(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上

医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。

ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。

また、院内における医療従事者の倫理観向上のための教育企画等を推進するための人材育成に取り組む。

イ 病院臨床倫理委員会メンバー並びにリンクスタッフ（※）で構成する多職種コンサルテーション（相談支援）チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。

※ 医療者の倫理観向上のための活動やコンサルテーションをより効果的、機動的に実践するために各部署から選出されたスタッフ。

【目標とする指標（人材の確保と育成）】

指標名	R元（2019） 年度 実績値	R2（2020） 年度 見込み値	R3（2021） 年度 目標値	R7（2025） 年度 目標値
職員満足度割合（％）※	78	—	80以上	90以上

※ 職員満足度アンケートの仕事のやりがい度評価で、「満足していると思う」「まあまあ満足していると思う」を合計した割合。

5 地域連携の推進

（1）地域の医療機関等との連携強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。

ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。

イ 手術、放射線治療、薬物療法等、あらゆる診療段階において、がん患者に対する口腔機能の維持、向上を図るため、院内や地域の歯科医師との連携を推進する。

ウ 外来薬物療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。

エ 近隣の医療機関からの受託検査（CT、MRI、超音波検査等）を受け入れる。

（2）患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化

患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。

（3）在宅緩和ケアの推進

がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。

【目標とする指標（地域連携の推進）】

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
紹介率(%)※	95.7	96.0	96.2	97.0

※ 初診患者のうち、他の医療機関からの紹介患者の占める割合。

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
逆紹介率(%)※	44.2	45.0	46.0	50.0

※ 初診患者のうち、開設者と直接関係のない他の医療機関へ紹介した患者の占める割合。

6 地域医療への貢献

(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援

地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。

イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。

ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。

(2) がん対策事業への貢献

がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する

施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。

7 災害等への対応

災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画（BCP）の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。

また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性を活かし、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行うとともに、職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成するなど、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図っていく。

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的な組織体制の構築

安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。

また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。

(2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの

業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。

2 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保への取組

収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。

イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。

ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。

エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。

また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。

(2) 費用の削減への取組

費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。

ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。

イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。

ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。

エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。

【目標とする指標（収入の確保及び費用の削減への取組）】

指標名	R元（2019） 年度 実績値	R2（2020） 年度 見込み値	R3（2021） 年度 目標値	R7（2025） 年度 目標値
運用病床利用率（％）※	78.6	81.5	85以上	85以上

※ 延べ入院患者数（退院日を含む年間入院患者数）を年間延べ病床数（運用病床ベース）で除した割合。

第4 予算、収支計画及び資金計画

県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。

また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。

1 予算（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

別紙1のとおり。

2 収支計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

別紙2のとおり。

3 資金計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

別紙3のとおり。

【目標とする指標（予算、収支計画及び資金計画）】

指標名	R元（2019） 年度 実績値	R2（2020） 年度 見込み値	R3（2021） 年度 目標値	R7（2025） 年度 目標値
経常収支比率（％）※	97.0	96.3	100以上	100以上

※ 営業収益と営業外収益を合わせた経常収益を営業費用と営業外費用を合わせた経常費用で除した割合。

指標名	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 見込み値	R3(2021) 年度 目標値	R7(2025) 年度 目標値
医業収支比率(%)※	80.5	82.1	85以上	85以上

※ 医業収益を医業費用で除した割合。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

6億円とする。

2 想定される理由

賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に

要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定方法）により算定した額

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討

- ・病院施設の老朽化の状況や地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、TCCみらいSOZO委員会（※）などを活用しつつ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。

※ 当センターの再整備を視野に入れ、『みらい創造のために独創的な想像を』自由闊達に議論する場として設置。

- ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。

2 適正な業務の確保

- ・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。
- ・栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、適切な情報管

理を行う。

- ・ 個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。
- ・ 内部統制の充実に図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。

別紙 1

予算（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）

（単位：百万円）

区分		金額
収入		
営業収益		46,202
医業収益		39,528
運営費負担金		6,674
営業外収益		922
運営費負担金		157
その他営業外収益		765
資本収入		6,804
運営費負担金		2,859
長期借入金		3,945
計		53,928
支出		
営業費用		44,228
医業費用		43,447
給与費		17,935
材料費		16,103
経費		9,020
研究研修費		389
一般管理費		685
その他営業費用		96
営業外費用		313
資本支出		9,000
建設改良費		3,950
償還金		5,050
計		53,541

（注 1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注 2）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

中期目標期間中の総額を18,560百万円とする。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定方法】

運営費負担金については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

なお、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

別紙2

収支計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	49,583
営業収益	48,716
医業収益	39,432
運営費負担金	6,674
その他営業収益	2,610
営業外収益	867
運営費負担金	157
その他営業外収益	710
臨時利益	0
支出の部	48,699
営業費用	48,386
医業費用	45,228
給与費	17,921
材料費	14,637
経費	8,244
減価償却費	4,066
研究研修費	360
一般管理費	730
その他営業費用	2,428
営業外費用	313
臨時損失	0
純利益	884

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別紙 3

資金計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	55,360
業務活動による収入	46,973
診療業務による収入	39,432
運営費負担金による収入	6,831
その他の業務活動による収入	710
投資活動による収入	2,859
運営費負担金による収入	2,859
財務活動による収入	3,945
長期借入金	3,945
前期中期目標期間からの繰越金	1,583
資金支出	55,360
業務活動による支出	44,749
給与費支出	18,546
材料費支出	14,637
その他の業務活動による支出	11,566
投資活動による支出	3,591
固定資産の取得による支出	3,591
財務活動による支出	5,050
長期借入金の返済による支出	2,367
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,683
次期中期目標期間への繰越金	1,970

（注 1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注 2）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

○ 第2期中期計画の指標について

大項目	中項目	目標とする指標	指標設定の考え方	数値目標										
			その指標を設定することにより、がんセンターがどのような存在意義を示すことができるか	数値目標の算定根拠	2016実績	2017実績	2018実績	2019実績	2020見込	2021目標	2022目標	2023目標	2024目標	2025目標
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置														
1 質の高い医療の提供														
		高難度手術延べ件数(件)	手術の中でも、特に高難度手術の件数は、がんセンターが高度専門医療を提供していることを定量的に表すものであり、存在意義を示す指標である。 なお、高難度手術件数については、高難度手術の代表例である肝胆膵領域の手術件数とする。	医師数、患者数が現状維持となるため、2020年度見込みに合わせ、毎年度60件とした。なお、日本肝胆膵外科学会による修練施設のランクA(年間50例以上)を維持するレベルとする。	69	75	52	61	60	60	60	60	60	60
		臨床研究件数(件)	新たな治療法の開発のため、国内外の治験、臨床試験に積極的に参加していることを表すものであり、がんセンターの存在意義を示す指標である。 なお、目標件数は、「治験」、「臨床研究」、「観察研究」の合計値とする。	研究を実施する医師数、スタッフ数が現状維持であることから、件数を伸ばすことは困難である。2020年度見込みに合わせ、毎年度200件とした。	182	169	183	200	200	200	200	200	200	200
新		緩和ケア外来における緩和ケアセンター看護師同席件数(件)	緩和ケア外来の診察時に緩和ケアセンターの看護師が同席することにより、診察後の患者及びその家族への継続的支援や不安軽減につながる取組であり、当院が患者に寄り添った支援を行っていることをアピールできる指標である。	過去の実績を踏まえ、2020年度見込みの20件増の270件を第2期の最終年度の目標とした。医師数、看護師数、患者数が現状維持の中、毎年度4件増とした。初診患者は全員同席するが、再診患者は看護師数から全員の対応は困難であり、継続支援や介入が必要な患者を対象とする。	-	-	-	260	250	254	258	262	266	270
新		リハビリテーション新規依頼件数(件)	患者のQOLの維持・向上の一環として、2016年度からリハビリテーションを充実させており、がんセンターの取組をアピールできる指標である。 なお、入院及び外来患者について、各診療科から新規にリハビリテーションの依頼があった件数とする。	現行の職員体制で実施できる目標として、2020年度見込みの1割増とした。2021年度以降、職員数、患者数が現状維持のため、毎年度1,035件とした。	-	-	-	893	940	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
2 安全で安心な医療の提供														
新		全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル0-1の割合(%)	インシデント報告のうち、レベル0(患者に実施する前に未然防止した事案)とレベル1(患者には実害がなかった事案)の比較的軽度な事案についても、きちんと報告されていることを表すものであり、医療安全の意識が病院内に浸透していることを示す指標である。	栃木県の主な病院の平均値である68%を第2期中期計画期間中に上回るよう、2021年度から毎年度1%増を目標とした。	-	-	-	65.0	65.0	66.0	67.0	68.0	69.0	70.0

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
前文	前文
(省略)	(省略)
第1 中期計画の期間	第1 中期計画の期間
令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。	令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
基本理念・基本方針	基本理念・基本方針
<p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様を提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p>	<p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様を提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p>
1 質の高い医療の提供	1 質の高い医療の提供
(1)高度で専門的な医療の推進	(1)高度で専門的な医療の推進
<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び薬物療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。 また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p> <p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。</p> <p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。</p>	<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。 また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p> <p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。</p> <p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。</p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
<p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>	<p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>
<p>(2) チーム医療の推進</p>	<p>(2) チーム医療の推進</p>
<p>全職員で継続的にチームSTEPPSに取り組み、多職種が専門性を発揮しながら連携、協働し、患者及びその家族もチームの一員として尊重した医療を提供する。また、患者及びその家族の意向も踏まえた治療方針の検討ができるようカンサーボード(症例検討会)の充実を図る。</p>	<p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるように、医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、継続的にチームSTEPPSに取り組むとともに、カンサーボード(症例検討会)の充実を図る。</p>
<p>(3) 緩和ケアの推進</p>	<p>(3) 緩和ケアの推進</p>
<p>緩和ケアセンターが主体となって、緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、<u>がんと診断された時からの緩和ケア</u>を推進する。</p>	<p>緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、院内の緩和ケアを推進する。</p>
<p>(4) がん患者リハビリテーションの推進</p>	<p>(4) がん患者リハビリテーションの推進</p>
<p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p>	<p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p>
<p>2 安全で安心な医療の提供</p>	<p>2 安全で安心な医療の提供</p>
<p>(1) 医療安全対策等の推進</p>	<p>(1) 医療安全対策等の推進</p>
<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。 ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。 イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。 ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p>	<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。 ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。 イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。 ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p>
<p>(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底</p>	<p>(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底</p>
<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p>	<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
3 患者・県民の視点に立った医療の提供	3 患者・県民の視点に立った医療の提供
(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実	(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実
<p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。</p> <p>イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。</p> <p>ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。</p> <p>エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。</p>	<p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。</p> <p>イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。</p> <p>ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。</p> <p>エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。</p>
(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実	(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実
<p>患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。</p>	<p>患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。</p>
(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上	(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上
<p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。</p>	<p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。</p>
(4) 県民へのがんに関する情報の提供	(4) 県民へのがんに関する情報の提供
<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診、学校や職域等におけるがん教育を促進するため、<u>県民への情報提供等を通じて、がんに関する知識の普及啓発に努める。</u></p>	<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、市民公開講座等を通じて、<u>がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。</u></p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
(5) ボランティア等民間団体との協働	(5) ボランティア等民間団体との協働
<p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p>	<p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p>
<p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p>	<p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p>
4 人材の確保と育成	4 人材の確保と育成
(1) 医療従事者の確保と育成	(1) 医療従事者の確保と育成
<p>ア 医師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。 	<p>ア 医師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。
<p>イ 看護師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニックラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。 	<p>イ 看護師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニックラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。
<p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 	<p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。
<p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。 	<p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
(2) 研修内容の充実	(2) 研修内容の充実
がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。	がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。
(3) 人事管理制度の構築	(3) 人事管理制度の構築
職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。	職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。
(4) 働きやすい職場環境づくり	(4) 働きやすい職場環境づくり
働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。	働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。
ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。	ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。
イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。	イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。
ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。	ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。
(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上	(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上
医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。	医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。
ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。 また、院内における医療従事者の倫理観向上のための教育企画等を推進するための人材育成に取り組む。	ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。
イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。	イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。
5 地域連携の推進	5 地域連携の推進
(1) 地域の医療機関等との連携強化	(1) 地域の医療機関等との連携強化
患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。	患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。
ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。	ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
<p>イ 手術、放射線治療、薬物療法等、あらゆる診療段階において、がん患者に対する口腔機能の維持、向上を図るため、院内や地域の歯科医師との連携を推進する。</p>	<p>イ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。</p>
<p>ウ 外来薬物療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。</p>	<p>ウ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。</p>
<p>エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。</p>	<p>エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。</p>
<p>(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化</p>	<p>(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化</p>
<p>患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p>	<p>患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p>
<p>(3) 在宅緩和ケアの推進</p>	<p>(3) 在宅緩和ケアの推進</p>
<p>がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。</p>	<p>がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。</p>
<p>6 地域医療への貢献</p>	<p>6 地域医療への貢献</p>
<p>(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援</p>	<p>(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援</p>
<p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。</p>	<p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。</p>
<p>ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。</p>	<p>ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。</p>
<p>イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。</p>	<p>イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。</p>
<p>ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。</p>	<p>ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。</p>
<p>(2) がん対策事業への貢献</p>	<p>(2) がん対策事業への貢献</p>
<p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p>	<p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
<p>7 災害等への対応</p> <p>災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画(BCP)の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。</p> <p>また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p>	<p>7 災害等への対応</p> <p>災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画(BCP)の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。</p> <p>また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 業務運営体制の確立</p>	<p>1 業務運営体制の確立</p>
<p>(1) 効率的な組織体制の構築</p>	<p>(1) 効率的な組織体制の構築</p>
<p>安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。</p>	<p>安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。</p>
<p>(2) 経営参画意識の向上</p>	<p>(2) 経営参画意識の向上</p>
<p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p>	<p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p>
<p>2 収入の確保及び費用の削減への取組</p>	<p>2 収入の確保及び費用の削減への取組</p>
<p>(1) 収入の確保への取組</p>	<p>(1) 収入の確保への取組</p>
<p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p>	<p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
<p>エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。 また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p>	<p>エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。 また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p>
<p>(2)費用の削減への取組</p>	<p>(2)費用の削減への取組</p>
<p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> <p>イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。</p> <p>ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。</p> <p>エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。</p>	<p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> <p>イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。</p> <p>ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。</p> <p>エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。</p>
<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。</p>	<p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。</p>
<p>第5 短期借入金の限度額</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p>
<p>1 限度額 6億円とする。 2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p>	<p>1 限度額 6億円とする。 2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p>
<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p>	<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>第8 剰余金の使途</p>	<p>第8 剰余金の使途</p>
<p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p>

第2期中期計画・第2期中期計画(素案) 比較表

第2期中期計画	第2期中期計画(素案)
<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</p>	<p>第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討</p> <p>・病院施設の老朽化の状況や地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、ICGみらいSOZO委員会などを活用しつつ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。 ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p>	<p>(1)施設整備のあり方・医療機器整備の検討</p> <p>・地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。 ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p>
<p>2 適正な業務の確保</p> <p>・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 ・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 ・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 ・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。</p>	<p>(2)適正な業務の確保</p> <p>・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 ・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 ・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 ・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
前文	前文
<p>栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)は、県立のがん専門病院であり、政策医療として県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上を推進するなど、その公的使命を果たしながら県民の健康の確保及び増進に寄与するという役割を担っている。</p> <p>平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの第一期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医師の柔軟な採用に努め、長らく休止していた骨軟部腫瘍科や頭頸科の診療再開に結びついた。また、土曜日のセカンドオピニオン外来や平日早朝の放射線治療を開始し、医療サービスの充実を図ったほか、女性外来診察エリアの開設など女性に配慮した施設整備を行った。さらに、専門的な資格やノウハウを持った職員を随時採用するなど、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んできた。</p> <p>一方、経営面においては、平成28(2016)年度は経常収支の黒字化を達成したものの、入院治療から外来治療への移行や収益性の低い高額医薬品の使用量の増加等、医療環境の変化により、平成29(2017)年度以降は純損失を計上しており、非常に厳しい経営状況が続いている。</p> <p>このことを踏まえ、第二期においては、引き続き、第一期で充実を図った医療の質とその提供体制を維持しつつ、がんゲノム医療や希少がん治療の進展等、より高度で専門的な医療を提供していく。さらに、県民に最新のがん医療を提供することは、がんセンターの使命であり、大学や研究機関で研究開発された新しいがん医療を積極的に取り入れていく。一方、現在の医療保険制度のもとでは収益性に乏しく、かつ多くの医療資源が必要となるため、医療環境の変化に迅速に対応し、一層の経営健全化に取り組んでいく。</p> <p>こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が経営参画意識の向上を図りながら共通の方向性を持って業務に当たり、一体感のある病院運営を行い、県民から一番頼りにされる病院を目指す。</p>	<p>栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)は、県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県内におけるがん医療に対して重要な役割を担っている。</p> <p>栃木県知事から指示された中期目標では、がんセンターは、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上・均てん化を推進するなど、公的使命を果たしながら県民の健康の確保及び増進に寄与するよう求められている。</p> <p>がんセンターは、この中期目標を踏まえ、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、患者が望む生活スタイルを尊重した医療サービスを充実させるとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立させていかなければならない。</p> <p>こうした観点から、ここに中期計画を定め、この計画のもと、役員はもとより、職員全員が経営参画意識の向上を図りながら共通の方向性を持って業務に当たり、一体感のある病院運営を行い、県民から一番頼りにされる病院を目指す。</p>
第1 中期計画の期間	第1 中期計画の期間
令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
基本理念・基本方針	基本理念・基本方針
<p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様に提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p>	<p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様に提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い目標意識、倫理観及び熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p>
1 質の高い医療の提供	1 質の高い医療の提供
(1) 高度で専門的な医療の推進	(1) 高度で専門的な医療の推進
<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p>	<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p>
<p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び薬物療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p>	<p>ア 局所進行がんや転移がん、希少がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p>
<p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。 また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p>	<p>【新設】</p>
<p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。</p>	<p>【新設】</p>
<p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。</p>	<p>【新設】</p>
<p>【削除】</p>	<p>イ 低侵襲な鏡視下手術(腹腔鏡、胸腔鏡を入れてモニターを見ながら行う手術)や食道、胃、大腸の内視鏡治療の実施(内視鏡的粘膜下層剥離術:ESD、内視鏡的粘膜切除術:EMR等)等、患者の身体的負担が少ない治療法を引き続き提供し、患者の高齢化への対応を進める。</p>
<p>【削除】</p>	<p>ウ IMRT(強度変調放射線治療)やSBRT(体幹部定位放射線治療)等、患者の状態等に応じた高度な放射線治療を提供する。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
<p>【削除】</p> <p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>	<p>エ 抗がん剤の作用、副作用に熟知した専門医や看護師による高度ながん化学療法を引き続き提供するとともに、他の医療機関では実施困難な最新の化学療法を提供する。</p> <p>オ 患者がよりよい治療を受けられるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>
(2) チーム医療の推進	(2) チーム医療の推進
<p>全職員で継続的にチームSTEPPSに取り組み、多職種が専門性を発揮しながら連携、協働し、患者及びその家族もチームの一員として尊重した医療を提供する。また、患者及びその家族の意向も踏まえた治療方針の検討ができるようカンサーボード(症例検討会)の充実を図る。</p>	<p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、放射線診断医、病理診断医をはじめとする医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、体系的なチームトレーニングを実施するとともに、カンサーボード(症例検討会)の一層の充実を図る。</p>
(3) 緩和ケアの推進	(3) 緩和ケアの推進
<p>緩和ケアセンターが主体となって、緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、がんと診断された時からの緩和ケアを推進する。</p> <p>【第2-5-(3)に移動】</p>	<p>患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、以下のとおり、がんと診断された時からの緩和ケアを推進する。</p> <p>ア 緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターの体制を充実させるとともに、緩和ケアセンターが主体となって院内向けに勉強会等を開催し、病院内の全ての職員が緩和ケアに対する意識付けを共有化して協力体制を構築するなど、院内の緩和ケアを推進する。</p> <p>イ 院内のみならず地域全体の緩和ケアの質の向上を図るため、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の検討を行うなど、地域と連携して在宅緩和ケアを推進する。</p>
(4) がん患者リハビリテーションの推進	(4) がん患者のリハビリテーション提供体制の充実
<p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p>	<p>患者の望む生活スタイルを支援するため、リハビリテーションスペースを拡充するとともに理学療法士・作業療法士の充実を図り、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーションを提供する。</p>
2 安全で安心な医療の提供	2 安全で安心な医療の提供
(1) 医療安全対策等の推進	(1) 医療安全対策等の推進
<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。</p> <p>ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。</p>	<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。</p> <p>ア リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心にヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修等を通し、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化し、事故防止の徹底を図る。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
<p>イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。</p> <p>ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p>	<p>イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の予防、監視、指導、教育等を強化する。</p> <p>ウ チーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成するとともに、職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p>
(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底	(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底
<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p>	<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底や服薬指導の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p>
(3) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理	(3) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理
<p>【第10-(2)に移動】</p>	<p>ア 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。</p>
<p>【第10-(2)に移動】</p>	<p>イ 栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。</p>
<p>【第10-(2)に移動】</p>	<p>ウ 個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。</p>
3 患者・県民の視点に立った医療の提供	3 患者・県民の視点に立った医療の提供
(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実	(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実
<p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>【削除】</p>	<p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。</p>
<p>ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。</p>	<p>ア 患者及びその家族に必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底する。</p>
<p>イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。</p>	<p>イ 患者が自身の生活のスタイルに応じて手術以外の治療法も選択できるよう、医療相談等を充実する。</p>
【新設】	【新設】
<p>ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。</p>	<p>ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。</p>
<p>【削除】</p>	<p>エ 患者及びその家族の生活の質の向上を図るため、外来診療の充実を図る。具体的には、人員体制に配慮しながら平日朝夕の診療を試行するとともに、セカンドオピニオン外来を平日のみでなく土曜日まで拡大する。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
【削除】	オ 現在の手術マネジメントセンターの機能を強化した入退院センターを新たに設置し、入院前の患者への検査、入退院、持参薬管理の説明等、医療サービスの総合的なマネジメントを実施する。
エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。	カ 院内クリティカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての診療計画表)の適用症例率の向上を図る。
【削除】	キ がんの治療に伴う口腔合併症を予防し、療養生活の質の向上のために術前の口腔ケアを実施する。
【削除】	ク 病棟薬剤師を病棟に配置し、病棟薬剤業務や服薬指導等を充実する。
【第2-1-(1)-ウに移動】	ケ がん罹患に対する不安解消を図るため、遺伝的な要因でがんを発症する可能性のある者に対して、がん予防・遺伝カウンセリング及び遺伝子検査を行うとともに、がんの予防や早期発見に必要な情報を提供する。
(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実 患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。	(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実 患者の就労をはじめ、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を図るとともに、より一層きめ細かな相談に努めるなど、がん相談支援センターの体制の充実を図る。
(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上	(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上
ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。	ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。
【削除】	イ 外来診察室の増設や患者の動線に配慮した会計窓口の再整備等を行い、外来診療、検査、会計等の待ち時間の短縮を図る。
【削除】	ウ 患者のプライバシーの確保に配慮するなど、患者及びその家族の快適性に配慮した院内環境の整備を計画的に実施する。
【削除】	エ 女性フロアの開設等、女性に配慮した病院運営を図る。
イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。	オ 患者をはじめとする病院利用者の利便性の向上を図るため、病院施設内のサービスの充実を図る。

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
(4) 県民へのがんに関する情報の提供	(4) 県民へのがんに関する情報の提供
<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診、学校や職域等におけるがん教育を促進するため、県民への情報提供等を通じて、がんに関する知識の普及啓発に努める。</p>	<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、以下の取組を実施する。 ア 市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。</p>
【削除】	<p>イ 教育機関等での「がん教育」の取組に協力し、子どもの頃から「がん予防」や「がんを通じた命の大切さ」等の健康教育を促進する。</p>
(5) ボランティア等民間団体との協働	(5) ボランティア等民間団体との協働
<p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p>	<p>ア 患者会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「がん患者サロン」の利用促進を図る。</p>
<p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p>	<p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p>
4 人材の確保と育成	4 人材の確保と育成
(1) 医療従事者の確保と育成	(1) 医療従事者の確保と育成
<p>ア 医師の確保と資質向上 ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。</p>	<p>ア 医師の確保と資質向上 ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。</p>
<p>イ 看護師の確保と資質向上 ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。</p>	<p>イ 看護師の確保と資質向上 ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
<p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 	<p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。
<p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。 	<p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。
<p>【第2-4-(4)-イに移動】</p>	<p>オ 多様な勤務形態の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。
<p>(2) 研修内容の充実</p>	<p>(2) 研修体制の強化</p>
<p>【削除】</p> <p>がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。</p>	<p>高度で専門的な医療を提供するため、以下のとおり、研修体制を強化する。</p> <p>ア 職員一人一人が高い目標意識、倫理観及び熱意を持ち、最新の技術によるがん医療を提供できるよう、医療人を育成する体系的な研修を一元的に管理する研修センターを新たに設置する。</p> <p>イ 研修センターにおいて、新規採用職員を対象とする基本研修や、医療安全研修等の全職員共通のテーマ別研修を実施するとともに、各部門が行う専門性を有する研修の実施を支援する。</p>
<p>(3) 人事管理制度の構築</p>	<p>(3) 人事管理制度の構築</p>
<p>職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p>	<p>職員の勤務成績等を考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p>
<p>(4) 働きやすい職場環境づくり</p>	<p>(4) 安全で安心な職場環境づくり</p>
<p>働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。</p>	<p>職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むとともに、土曜保育の実施等、院内保育の充実を図るなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画		第1期中期計画	
イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。			
ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。		【新設】	
(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上		(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上	
医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。		医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。	
ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。 また、院内における医療従事者の倫理観向上のための教育企画等を推進するための人材育成に取り組む。		ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。	
イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。		イ 医療従事者が、日常の臨床を通じ、臨床倫理に関わる事例について気軽に相談できるよう、院内に医師、看護師等のチームで構成するコンサルテーション(相談支援)体制の構築を図る。	
5 地域連携の推進		5 地域連携の推進	
(1) 地域の医療機関等との連携強化		(1) 地域の医療機関等との連携強化	
患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。		患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、病診・病病連携を強化する。	
【削除】		ア 地域の医療機関との的確な役割分担を意識し、あらゆる進行度のがん患者に対応するとともに、他の医療機関では診療が困難な高齢者に対するがん診療(高齢者手術、放射線治療、緩和医療等)を積極的に実施する。	
ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。		イ 地域連携センターを設置し、日常的に積極的な対外活動を実践し、地域の医療機関と密な協力体制を構築するなど、地域連携機能を充実させる。具体的には、がん種別の地域連携クリティカルパスを有効に活用できるよう、運用を見直すとともに、地域医療連携ネットワークシステムを積極的に活用し、連携医療機関と「顔が見える」関係を構築する。	
イ 手術、放射線治療、薬物療法等、あらゆる診療段階において、がん患者に対する口腔機能の維持、向上を図るため、院内や地域の歯科医師との連携を推進する。		ウ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。	
ウ 外来薬物療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。		エ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、がん疾患に特有な薬剤情報を調剤薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。	

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。	オ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査、内視鏡等)を積極的に受け入れる。
(2)患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化	(2)患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化
患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。	患者が安心して在宅での療養生活ができるよう、ケアマネジャーや訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。
(3)在宅緩和ケアの推進	(3)在宅緩和ケアの推進
がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。	がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、以下のとおり、在宅における緩和ケアを推進する。 ア 地域全体の緩和ケアの質の向上を図るため、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の検討を行うなど、地域と連携して在宅緩和ケアを推進する。
【削除】	イ 在宅緩和ケアの地域連携クリティカルパスを整備するとともに、地域医療連携ネットワークシステムや医介連携ネットワークシステムを活用し、県内の緩和ケアの模範となるように地域と密着した在宅緩和ケアを推進する。
6 地域医療への貢献	6 地域医療への貢献
(1)地域のがん医療の質の向上のための支援	(1)地域のがん医療の向上・均てん化のための支援
地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。	地域のがん医療の向上・均てん化を推進するため、以下の取組を実施する。
ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。	ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、県内のがん診療に係る情報の共有化や診療の質の向上につながる取組を推進する。
イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。	【新設】
ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。	イ 緩和ケア研修やがん専門看護師の実習受入れ等、地域医療機関向けの研修会を実施し、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して積極的に支援する。
【削除】	ウ 放射線治療専門医が常勤していない放射線治療施設に対して、放射線治療品質保証室による技術的な支援を行う。

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
(2)がん対策事業への貢献	(2)がん対策事業への貢献
がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。	がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する計画の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。
7 災害等への対応	7 災害等への対応
災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画(BCP)の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。 また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、救急医療体制の整備のための医薬品の備蓄や被災地の支援等、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。 また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施する。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務運営体制の確立	1 業務運営体制の確立
(1)効率的な組織体制の構築	
安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。 また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。	安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略部門を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行う。 また、各部署の権限や責任の所在を明確化し、実効性のある組織体制を構築するとともに、会議・連絡会等を見直し、効率的な体制を構築する。
(2)経営参画意識の向上	2 経営参画意識の向上
職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。	職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。
2 収入の確保及び費用の削減への取組	3 収入の確保及び費用の削減への取組
(1)収入の確保への取組	(1)収入の確保への取組
収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。 【削除】 ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。	収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。 ア より多く患者を紹介してもらえるよう、地域医療機関への積極的な訪問や情報交換会の開催等を通じ、病診・病病連携の強化に努める。 イ ホームページやメディア等を通じ、がんセンターの特長を周知するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。	ウ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。
ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。	エ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。
エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。 また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。	オ 入院時における限度額適用認定証の説明等により未収金の発生防止に努める。 また、発生した未収金については、早急な督促、催告及び臨戸訪問を実施するとともに、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。
(2)費用の削減への取組	(2)費用の削減への取組
費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。	費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。
ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。	ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。
イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。	【新設】
ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。	【新設】
【削除】	イ 適正な在庫管理の徹底、入札方法の検討、ジェネリック医薬品の積極的な導入等、医薬品や診療材料の調達コストを削減する。
【削除】	ウ 委託料、報償費、光熱水費等、費用全般にわたる支出内容の見直しを実施する。
エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。	エ 適切なコスト管理等を行うため、診療行為別原価計算を実施する。
第4 予算、収支計画及び資金計画	第4 予算、収支計画及び資金計画
県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。	県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくため、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 6億円とする。</p> <p>2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 6億円とする。</p> <p>2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p>
<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p>
<p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p>	<p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p>
<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>

第2期中期計画・第1期中期計画 比較表

第2期中期計画	第1期中期計画
第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
<p>1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院施設の老朽化の状況や地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、TCCみらいSOZO委員会などを活用しつつ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。 ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、院内にプロジェクトチームを設置して、長期的な視点から、がん専門病院として今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を検討する。 ・また、医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。
<p>2 適正な業務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 ・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 ・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 ・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。 	

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
前文	
(省略)	(省略)
第1 中期計画の期間	
5年間(2021.4.1~2026.3.31)	令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
基本理念・基本方針	
	<p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛の ところ(Humanity)で県民の皆様を提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワーク による最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに 診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。 さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリー ダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p>
1 質の高い医療の提供	
(1)高度で専門的な医療の推進	
<p>希少がんや難治性がんの特性に応じた医療やがんゲノム医療の提供など、患者が さまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供す ること。</p>	<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、 以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受 けられるよう、手術、放射線治療及び薬物療法を組み合わせた集学的治療の充実を 図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対 する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体 制を整備する。 また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p> <p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の 異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を 提供する。</p> <p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提 供する。</p> <p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究 や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
(2) チーム医療の推進	
<p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるように、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。</p>	<p>全職員で継続的にチームSTEPPSに取り組み、多職種が専門性を発揮しながら連携、協働し、患者及びその家族もチームの一員として尊重した医療を提供する。また、患者及びその家族の意向も踏まえた治療方針の検討ができるようキャンサーボード（症例検討会）の充実を図る。</p>
(3) 緩和ケアの推進	
<p>患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアセンターによる緩和ケア提供体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。</p>	<p>緩和ケアセンターが主体となって、緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、がんと診断された時からの緩和ケアを推進する。</p>
(4) がん患者リハビリテーションの推進	
<p>患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、患者の病態に応じたリハビリテーションの提供を推進すること。</p>	<p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p>
2 安全で安心な医療の提供	
(1) 医療安全対策等の推進	
<p>患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。</p>	<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。 ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。 イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。 ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p>
(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底	
<p>安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。</p>	<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
3 患者・県民の視点に立った医療の提供	
(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実	
<p>患者及びその家族の視点に立ち、必要な情報を分かりやすく説明することを徹底するとともに、患者の生活スタイルを踏まえた治療法の選択を支援するための医療相談の充実を図るなど、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。</p>	<p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。</p> <p>イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。</p> <p>ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。</p> <p>エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。</p>
(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実	
<p>患者の就労をはじめ、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどの関係機関との連携を図るとともに、相談支援機能を充実すること。</p>	<p>患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。</p>
(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上	
<p>職員の接遇マナーの向上を図るとともに、患者のニーズを的確に把握しその改善に取り組むなど、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。</p>	<p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。</p>
(4) 県民へのがんに関する情報の提供	
<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対する普及啓発活動に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。</p>	<p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診、学校や職域等におけるがん教育を促進するため、県民への情報提供等を通じて、がんに関する知識の普及啓発に努める。</p>
(5) ボランティア等民間団体との協働	
<p>ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。</p>	<p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p> <p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
4 人材の確保と育成	
(1) 医療従事者の確保と育成	
<p>県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の確保と育成に努めること。</p>	<p>ア 医師の確保と資質向上 ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。</p> <p>イ 看護師の確保と資質向上 ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニックラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。</p> <p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上 ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p> <p>エ 事務職員の確保と資質向上 ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。</p>
(2) 研修内容の充実	
<p>高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修内容の充実を図ること。</p>	<p>がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。</p>
(3) 人事管理制度の構築	
<p>職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。</p>	<p>職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
(4) 働きやすい職場環境づくり	
<p>医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。</p> <p>また、タスク・シフティングの推進による労働時間の短縮や多様な勤務形態の導入など、働き方改革の取組を推進すること。</p>	<p>働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。</p> <p>イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。</p> <p>ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。</p>
(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上	
<p>患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。</p>	<p>医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。</p> <p>また、院内における医療従事者の倫理観向上のための教育企画等を推進するための人材育成に取り組む。</p> <p>イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。</p>
5 地域連携の推進	
(1) 地域の医療機関との連携強化	
<p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、ニーズを把握しながら、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、病診・病病連携を強化すること。</p>	<p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。</p> <p>ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。</p> <p>イ 手術、放射線治療、薬物療法等、あらゆる診療段階において、がん患者に対する口腔機能の維持、向上を図るため、院内や地域の歯科医師との連携を推進する。</p> <p>ウ 外来薬物療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。</p> <p>エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化	
<p>がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。</p>	<p>患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p>
(3) 在宅緩和ケアの推進	
<p>がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、在宅における緩和ケアを推進すること。</p>	<p>がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。</p>
6 地域医療への貢献	
(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援	
<p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。 また、AYA (Adolescent and Young Adult) 世代 (思春期世代と若年成人世代) のがん患者支援を推進するため、がん治療医と生殖医療専門医の連携体制の促進に努めること。</p>	<p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。 ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。 イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。 ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。</p>
(2) がん対策事業への貢献	
<p>がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。</p>	<p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p>
7 災害等への対応	
<p>被災状況を想定した訓練・研修の実施等により、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じるとともに、BCP (事業継続計画) を継続的に見直すことにより、災害発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強化すること。 また、災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。</p>	<p>災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画 (BCP) の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。 また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営体制の確立	
(1) 効率的な組織体制の構築	
<p>医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行えるよう、法人の組織体制を検討し、より効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成を検討し、経営効率の高い職員配置に努めること。</p>	<p>安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。</p>
(2) 経営参画意識の向上	
<p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。</p>	<p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p>
2 収入の確保及び費用の削減への取組	
(1) 収入の確保への取組	
<p>病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。</p> <p>また、病床利用率の向上策や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。</p>	<p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p> <p>エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。</p> <p>また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
(2) 費用の削減への取組	
<p>経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の実施などにより、費用の削減に努めること。</p>	<p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> <p>イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。</p> <p>ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。</p> <p>エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。</p>
第4 予算、収支計画及び資金計画	
<p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。 また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</p>	<p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。</p>
第5 短期借入金の限度額	
	<p>1 限度額 6億円とする。 2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p>
第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
	なし
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
	なし
第8 剰余金の使途	
	<p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p>

第2期中期目標・第2期中期計画 比較表

第2期中期目標	第2期中期計画
第9 料金に関する事項	
	<p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額 2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>
第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	
1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討	
<p>病院施設の老朽化や地域の医療機関の状況等を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を具体的に検討すること。 また、医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。</p>	<p>・病院施設の老朽化の状況や地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、TCCみらいSOZO委員会などを活用しつつ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。 ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p>
2 適正な業務の確保	
<p>県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。</p>	<p>・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 ・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 ・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 ・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。</p>

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例

平成27年3月13日

栃木県条例第1号

(設置)

第1条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第26条第1項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 二 法第28条第1項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

保福第491号
地方独立行政法人栃木県立がんセンター
及び地方独立行政法人栃木県立リハ
ビリテーションセンター評価委員会

下記について、貴評価委員会の意見を求めます。

令和2（2020）年10月12日

栃木県知事 福田 富一

記

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例（平成27年栃木県条例第1号）第2条第1号の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立がんセンターの第二期中期計画の策定に係る意見